

郵船ロジスティクスグループ行動規範

— 序 —

私たち郵船ロジスティクスグループ（以下「当社グループ」）のMissionは、物事の本質を見極める力（“Insight”）を働かせ、徹底してサービス品質（“Service Quality”）の向上に取り組み、新しい価値を創造すること（“Innovation”）で、世界で認められ選ばれ続けるサプライチェーン・ロジスティクス企業となり、ビジネスと社会の持続的な発展に貢献することです。

このMissionを達成するための事業活動は、各国の法令や国際ルールを遵守することはもとより、社会の規範に則った公正なものでなければなりません。

一方で事業活動の根幹を支えるのは、当社グループの最大の資産である人材であり、その能力を向上させることこそが、私たちを真のグローバル企業へと導くものであると考えます。

この想いを実現させるため、当社グループに所属するすべての役員や従業員が常に心がけるべき正しい行動を、この「郵船ロジスティクスグループ行動規範」（以下「行動規範」）として定めました。

当社グループで働く一人ひとりが、世界情勢や社会の価値観の変化に対する感性を磨くとともに、行動規範に書かれていることを確実に実践することが、企業としての社会的責任を果たすことに繋がるのだと思います。

郵船ロジスティクス株式会社

第1章 公正・誠実な事業活動

- 1.1 高品質で安全性の高い物流サービスの提供
- 1.2 各種法令および国際ルールの遵守
- 1.3 独占禁止法等遵守の徹底
- 1.4 贈収賄の禁止
- 1.5 贈答・接待について
- 1.6 利益相反禁止
- 1.7 会社資産の適正使用
- 1.8 購買取引先の選定
- 1.9 関係官庁等の調査への協力

第2章 人権の尊重

- 2.1 人権に関する国際規範の重視
- 2.2 あらゆる差別の撤廃
- 2.3 ハラスメントの禁止
- 2.4 強制労働・児童労働の禁止
- 2.5 雇用の機会均等

第3章 働きやすい職場環境の構築

- 3.1 多様性の重視
- 3.2 ワーク・ライフ・バランスの確保
- 3.3 安全かつ衛生的な職場環境の確保

第4章 社会との関係

- 4.1 企業情報の開示と透明性の確保
- 4.2 適正な会計処理
- 4.3 反社会的勢力との取引の禁止
- 4.4 政治・宗教活動
- 4.5 社会貢献活動
- 4.6 環境への配慮

第5章 情報資産の取り扱い

- 5.1 情報の管理と運用
- 5.2 インサイダー取引の禁止
- 5.3 情報システムの適正な利用

第6章 経営トップの責任

第7章 違反またはその疑いがある行為の通報・相談

附則

- 1 行動規範の適用
- 2 行動規範についての問い合わせ
- 3 グループ会社での行動規範の取り扱い
- 4 行動規範の改編
- 5 処罰について

第1章 公正・誠実な事業活動

1.1 高品質で安全性の高い物流サービスの提供

グローバルロジスティクス企業として、公正、誠実な事業活動を心がけ、高品質で安全なサービスを提供し、お客様をはじめとしたステークホルダーからの満足と信頼を獲得することに努めます。

[※参照「郵船ロジスティクスグループ品質方針」](#)

1.2 各種法令および国際ルールの遵守

(1) 国際的な事業活動を営むグローバル企業として、自国の法令はもとより当社グループが事業を行う各国の法令や商取引に関わる国際条約やルールを遵守するとともに、各地域に根ざした文化や慣習を尊重します。

(2) 国内外での事業展開においては、各国の法令で義務付けられている許認可を取得の上、適法な事業活動を行います。

(3) 輸送サービスの安全性確保のため、国際民間航空機関(ICAO)や国際海事機関(IMO)の国際基準ならびに各国の法令に従い、貨物の保安対策や危険物の取り扱いに関するルールを遵守します。

(4) お客様から依頼を受けた貨物の輸出入手配にあたっては、各国の輸出入関連の法令を遵守し、また国連等の国際機関や各国政府が発動する取引規制を理解し、遵守に努めます。

1.3 独占禁止法等遵守の徹底

(1) 職務を遂行するにあたり、日本国の独占禁止法および当社グループが事業を展開するすべての国の公正競争を維持するための法令を遵守します。

(2) 市場において、カルテル行為、公正かつ自由な競争を阻害する行為、そのような行為に該当すると疑義を招くような行為はしません。

(3) 自由な競争の制限に繋がる事項を話し合うことを目的とした会合を開催しません。また参加しません。

(4) 協力会社との取引において、下請法を遵守し、優越的地位の濫用行為はしません。

[※参照「郵船ロジスティクスグループ独占禁止法遵守に関する基本方針」](#)

1.4 贈収賄の禁止

(1) グローバル企業として、米国海外腐敗行為防止法(FCPA)をはじめ適用されうる贈収賄の禁止に関する関係各国の法令を遵守し、腐敗防止に努めます。

(2) 国内外を問わず、また直接・間接を問わず、何人に対しても営業上の不正な利益を得るための賄賂の供与、申出、約束はしません。また、賄賂の受領、要求、約束もしません。

[※参照「郵船ロジスティクスグループ贈収賄禁止基本方針」](#)

1.5 贈答・接待について

- (1) お客様や取引先との間で、社会的儀礼の範囲を超えるような過度な贈答・接待は行いません。また、個人的な利益の取得に繋がるような贈答・接待は受けません。
- (2) 利害関係のある公務員への贈答・接待については、社会通念にかかわらず厳格に規定されていることを理解し、その規準に従います。

1.6 利益相反禁止

- (1) 会社の利益と相反するまたはその恐れのある行為はしません。
- (2) 会社が許可する場合を除き、他の会社・団体の役員、顧問、従業員、代理人等に従事しません。
- (3) 業務に関連した個人宛の報酬は、会社の承認なしには、これを受領しません。
- (4) 購買、販売において、会社の利益を犠牲にして自己もしくは親族や友人・知人ならびに特定の団体の利益を図る行為はしません。
- (5) 私的な利益を得ることを目的として、会社の経費を使用しません。

1.7 会社資産の適正使用

- (1) 会社資産の効率的な活用を心がけるとともに、損傷、紛失、盗難がないよう適切に管理します。また、退職時には、貸与された会社資産を返還します。
- (2) 事前に許可や承認を得ることなく、会社の有形・無形資産の個人的使用や会社施設において業務と無関係な私的活動を行いません。

1.8 購買取引先の選定

購買取引先の選定は、取引先の提供する商品・サービスの信頼性、経営の安定性に加えて、法令および社会規範の遵守、環境保全、腐敗防止、人権の尊重、雇用・労働環境の整備等の社会的責任を果たしているか適宜確認のうえで、適正かつ公正に行います。

1.9 関係官庁等の調査への協力

- (1) 関係官庁やその他政府関連機関からの調査や報告・通知の要請を受けた場合は、誠実に協力、対応します。
- (2) 法令および会社規則の遵守状況に関して行われる内部監査や調査には積極的に協力し、改善等の指摘に対しては合理的な理由がない限り、すみやかに従います。

第2章 人権の尊重

2.1 人権に関する国際規範の重視

人権に関する国際規範を尊重し、あらゆる企業活動において、人権および個人の尊厳を侵害するような行為はしません。

2.2 あらゆる差別の撤廃

すべての人の人権を尊重し、性別・年齢・国籍・人種・信条・宗教・職業・社会的身分・外見・疾病・障がいの有無を理由とした、差別的取り扱いや差別的な発言は一切しません。

2.3 ハラスメントの禁止

人の尊厳を傷つけるような誹謗や中傷、ハラスメントとなるような嫌がらせ行為、またはハラスメントと誤解されるような行為は絶対にしません。

2.4 強制労働、児童労働の禁止

社会におけるあらゆる奴隷的支配や人身取引に断固反対し、強制労働や児童労働等の非人道的な雇用はしません。また、そのような行為に関与する企業や団体とは取引を行いません。

2.5 雇用の機会均等

雇用、人事、賃金、研修、昇進等の取り扱いについて、機会均等を図り、国際条約や、各国・各地域の法令に定められた労働者の権利保護に留意し、労働協約その他の取り決めを守ります。

第3章 働きやすい職場環境の構築

3.1 多様性の重視

人格、個性、考え方、価値観など従業員の多様性を受容し、広く人材を活用することにより、組織としての活力を生み出し、当社グループの持続的成長を実現します。

3.2 ワーク・ライフ・バランスの確保

(1)仕事とプライベートの両立（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた働き方を支援し、従業員一人ひとりが、働きがい・やりがいを持てる職場づくりに努めます。

(2)妊娠・出産や育児、家族の介護などの必要な従業員に対しては、多様な働き方の実現や各種休暇制度などの活用により、仕事と両立させることができる職場環境を整備します。

3.3 安全かつ衛生的な職場環境の確保

(1)安全かつ衛生的な職場環境の保持を最優先課題とし、日ごろから事故、労働災害等の防止に努めます。

(2)従業員の心と身体健康の保持や増進のための施策に積極的に取り組み、快適に働ける職場環境の確保に努めます。

第4章 社会との関係

4.1 企業情報の開示と透明性の確保

(1)社会が求めている情報を、法令に基づき適時適切に開示するとともに、法令に基づく開示以外の情報提供にも主体的に取り組みます。

(2)透明性のある経営を目指し、当社グループを取り巻くステークホルダーと建設的な対話を行い、企業価値の向上を図ります。

4.2 適正な会計処理

関係法令や公正妥当な会計基準に則り、適正な会計処理・報告を行い、財務諸表の信頼性を確保します。

4.3 反社会的勢力との取引の禁止

(1)市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力、またはその関係者と疑われる者とは一切の関係を遮断します。また、そのような団体からの金銭等の不当な要求や取引の求めには断固として応じず、毅然とした態度でこれらの排除に努めます。

[※参照「郵船ロジスティクスグループ暴力団等反社会的勢力に対する基本方針」](#)

(2)テロ行為、マネーロンダリング等、組織的犯罪には一切関与しません。また、これらの犯罪に利用されることのないよう、取引の各過程において精査します。

4.4 政治・宗教活動

当社グループは、特定の政治・宗教活動を支援しません。また、会社施設内あるいは業務時間内に政治・宗教活動を行うことは認めません。

4.5 社会貢献活動

良き企業市民として地域社会や国際社会との調和を図り、企業価値の持続的向上とともに、事業を通じて積極的に社会貢献活動を行います。

4.6 環境への配慮

環境保護に関する条約、法令、規則を遵守し、環境の保全に努めるとともに、自然環境への影響に配慮し、省資源、省エネルギーの推進や廃棄物の減量等に主体的に取り組めます。

[※参照「日本郵船グループ環境経営ビジョン・環境マネジメントシステムの適用範囲・環境方針」](#)

第5章 情報資産の取り扱い

5.1 情報の管理と運用

(1) 他社の秘密情報を不正使用のために取得することはしません。また、開示を受けた秘密情報は業務目的のみに使用し、秘密保持契約を締結している場合はその契約に従います。

(2) 職務上知り得た秘密情報に関して、保管、利用、廃棄など情報に関する全プロセスを適切に管理し、在籍中のみならず退職後においても、他に漏らしたり不正に利用したりしません。

(3) 個人情報保護の重要性を認識し、職務上知り得た個人情報は、所定の規則に従い、適切に取り扱います。

[※参照「郵船ロジスティクスグループ個人情報保護方針」](#)

(4) 当社グループの知的財産の権利保護に努めるとともに、他社の持つ知的財産の権利を尊重し、侵害する行為はしません。

5.2 インサイダー取引の禁止

(1) 役員および従業員が、関係会社、取引先、お客様などに関し、投資判断に影響を及ぼす未公開の情報（インサイダー情報）を知った場合には、インサイダー情報が公表されるまでは、その情報に関係する株式等の取引を行いません。

(2) 他人に売買させることにより利益を得させ、または損失を回避させる目的で、他人にインサイダー情報を伝えることや、売買等を推奨する行為はしません。

5.3 情報システムの適正な利用

情報セキュリティに関する社内規則を遵守し、会社の各種情報システム（ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク、記録媒体等）が破損・紛失しないように適正に使用するとともに、外部からの不正アクセス・侵入を防ぐため、会社から指示される対策を随時遅滞なく実施します。

第6章 経営トップの責任

経営トップは、自ら率先して行動規範に則り、公正なる企業倫理と法令遵守に基づいた事業運営がなされるように努めます。万一役員および従業員に行動規範に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決に当たる姿勢を内外に明らかにし、原因究明・再発防止に努めます。また迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、自らを含め厳正な処分を行います。さらに取引先に対しても、健全な企業活動倫理と法令遵守を基本とした事業運営が図られるように働きかけていきます。

第7章 違反またはその疑いがある行為の通報・相談

- (1) 行動規範に違反または、その疑いがある行為を発見した場合は、上司または指定された通報窓口・相談窓口へすみやかに報告し、他の役員および従業員の違反行為を黙認・隠蔽しません。
- (2) 当社グループは、違反行為を通報・相談した役員および従業員や調査に協力した役員および従業員の秘密を厳守し、不正な目的による場合を除き、通報・相談をしたことによって会社より不利益な処遇はしません。

附則

1 行動規範の適用

行動規範は、郵船ロジスティクス株式会社およびグループ会社のすべての役員および従業員に適用し、派遣契約に基づき従事する者に準用します。

2 行動規範についての問い合わせ

行動規範に関して、質問等がある場合は、Legal Group に問い合わせてください。

3 グループ会社での行動規範の取り扱い

郵船ロジスティクスグループ各社は、各国・各地域の法令、規則、慣習、文化などに応じて、行動規範の内容に沿った自社の行動規範を制定することが出来ます。但し、行動規範の各規定の要旨から乖離することや、内容を緩和することは認めません。

4 行動規範の改編

行動規範の改廃については、取締役会の承認を得るものとします。

5 処罰について

行動規範に違反した場合は、役員に対して、第6章に基づき厳しく対処します。また従業員は、法令や就業規則あるいは派遣・出向元との契約に基づいて処罰されることがあります。

2005年5月1日 制定

2013年5月1日 社名修正

2015年4月1日 改正

2018年9月1日 改正

2019年6月1日 最終改正